

ねんりんピック岐阜2025山縣市交流大会売店等設置要項について

1 目的

この要項は、ねんりんピック岐阜2025山縣市交流大会（以下「大会」という。）において、ねんりんピック岐阜2025山縣市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置会場、設置期間等

売店を設置する会場、期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、荒天時の取り扱いについては、別途決定するものとする。

設置会場	設置期間	開設時間
山縣市総合体育館	令和7年10月19日（日） ～10月20日（月）	9：00～17：00

3 出店者の負担

売店等の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費、実行委員会が設置する施設及び備品以外の設営物は、出店者が負担する。この場合において、実行委員会が設置する備品等については、4に定める。

4 売店等の規模及び設置備品

売店等の出店数、出店位置は実行委員会が決定し、設置規模は、1店舗あたり約20㎡程度とする。ただし、会場及び出店状況等に応じて、実行委員会はこれを調整することができる。なお、実行委員会において次の備品等を用意する。

品名	規格	数量
看板	—	1
長机	450mm×1,800mm	1から8台
椅子	パイプ椅子	2から4脚

※長机、椅子については出店者と協議のうえ決定する。

5 出店の申請及び承認

- (1) 出店を希望する者は、売店等出店申請書（様式第1号）または宅配店舗出店申請書（様式第2号）により申請をしなければならない。
- (2) 実行委員会は、出店の申請をした者の中から6の規定に基づき選定を行い、適当と認めた者に対して出店承認書（様式第3号）を交付するものとする。

6 出店者の条件

出店を申請できる者は、次に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 食品を取り扱う売店にあつては、過去3年間食中毒の発生の事故歴がないこと。
- (4) 各会場における売店開設期間に出店すること。
- (5) 別表に掲げるいずれにも該当しないこと。
- (6) 出店者は、実行委員会が出店要件を確認するため、関係機関から情報提供を受ける場合があることに承諾すること。

7 販売品目

売店等において販売又は営業する品目については、次に定めるものとする。

- (1) スポーツ用品の販売又は修繕
- (2) ねんりんピック記念品
ねんりんピック標章又はねんりんピック岐阜2025ロゴマーク又は大会マスコット「ミナモ」を利用した商品であり、権利者に利用承諾を得ているもの。
- (3) 観光物産品（山口市及び岐阜県内のもの）
- (4) 宅配便等、大会参加者の利便を図るもの
- (5) その他実行委員会が必要又は適当と認めるもの

8 出店係員

実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため、出店係員を置き、売店の管理運営について指導監督するものとする。

9 出店者及び売店等責任者

- (1) 出店者は従業員のうちから売店等責任者を定め、当該売店等に常駐させるものとする。
- (2) 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について従業員等を指揮監督し、販売等が適正に行われるよう努めるとともに、出店係員の指示があつた場合はこれに従うものとする。

10 遵守事項

出店者及びその従業員等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法の許可を要する営業にあつては、その許可証等を店頭に掲示

すること。

- (2) 食品関係売店は、食品衛生関係法令等の基準に従い、適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止及び直射日光を避ける等、食中毒防止のために必要な措置を講じること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、必ず指定された時間内に行い、従業中は、名札等を着用して売店関係者であることを明示すること。
- (4) 販売等の搬入及び搬出に使用する車両は、指定された場所に駐車すること。
- (5) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (6) 売店及びその周辺の清掃は、各出店者の責任のもとに行い、その日に発生したごみはその日のうちに、各自で搬出处分し、環境美化に努めること。
- (7) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧な対応を心がけること。
- (8) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (9) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び出店係員の指示に従うこと。

1 1 禁止事項

売店等において次に定める事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し、出店者の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は売店の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外において、立ち売り及び呼び込み販売若しくは飲食物の調理・加工を行うこと。
- (4) アルコール飲料及び許可された品目以外の商品を販売すること。(実行委員会が特産品として認めた場合は除く)。
- (5) 拡声器又は音響機器類を使用すること。
- (6) 売店用に設置されたもの以外の会場の附帯設備(電源等)を使用すること。(実行委員会が特に認めた場合を除く)。
- (7) 火気を使用すること。(実行委員会が特に認めた場合を除く)。
- (8) その他、大会の運営に支障を来すような行為をすること。

1 2 出店の停止

実行委員会は、出店者(従業員等を含む)が関係法令等及び本要領に違反したと認めるときは、出店を停止することができる。

なお、出店の停止により出店者に損害等が生じることがあっても、実行委員会はその責を負わない。

1 3 事故等の処理

売店等において事故等が発生したときは、出店係員及び売店等責任者は、直ちに実行委員会及び関係機関に報告し、その指示に従い処理に当たらなければならない。

1 4 原状回復

出店者は、大会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、現状に復したのち、出店係員の検査を受けなければならない。

1 5 損害賠償

出店者（従業員等を含む）の故意又は過失により、会場内の施設、他の出店者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

1 6 疑義の協議

この要項に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、実行委員会と出店者が協議のうえ信義誠実に対応するものとする。

1 7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年6月30日から施行する。

別 表 （6 出店者の条件関係）

- 1 暴力団又は暴力団員又は暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）
- 2 業務に関し、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められる者
- 3 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- 4 暴力団又は暴力団関係者と、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 5 その業務等に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等を利用するなどしていると認められる者
- 6 実行委員会の事業等の実施に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等と知りながら、契約を締結する者
- 7 実行委員会の事業等の実施に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借り入れ、又は産業廃棄物処理施設を使用する者